

74 東京英語学校規則改正伺（明治二十年十一月）

（欄外注記<sup>1</sup>）

東京英語学校規則改正伺

第一条

本校ハ主トシテ普通ノ英語学ヲ教ヘ第一高等中学並ニ其他ノ諸官立学校ニ入ラント欲スル者ヲ教授スル所トス

第二条

学科ヲ分テ英語学数学漢文ノ三科トス  
但漢文科ニ限り試業ノ上相当ノ学力アル者ハ其教授ヲ受クルヲ要セス

第三条

修業年限ハ初等科三年高等科一年トス

第四条

学年ハ七月十日ニ始リ翌年六月三十日ニ終ル

(朱書)

〔学年ハ四月八日ニ始リ翌年四月七日ニ終ル〕

第五条

学年ヲ分テ前后ノ二期トス前期ハ七月十日ヨリ十二月二十五日迄后期ハ一月八日ヨリ六月三十日迄トス

(朱書)

〔学年ヲ分テ前后ノ二期トス前期ハ四月八日ニ始リ十月三十一日ニ終ル后期ハ十一月一日ニ始リ翌年四月七日ニ終ル〕

第六条

入学志願者ハ第一号書式ニ做<sup>(マキ)</sup>ヒ学業履歴書ヲ出スヘシ

(朱書)

〔入学志願者ハ第一号書式ニ做<sup>(マキ)</sup>ヒ学業履歴書ヲ出シ学カノ試業ヲ受クヘシ〕

第七条

入学ノ許可ヲ得タル者ハ第二号書式ニ做<sup>(マキ)</sup>ヒ入学保証書ヲ出スヘシ

(朱書)

〔第六条ノ手續ヲ経テ入学ノ許可ヲ得タル者ハ第二号書式ニ做<sup>(マキ)</sup>ヒ在学証書ヲ出スヘシ〕

第八条

第六条第七條ノ手續ヲ経タル者ハ其学力ヲ試業シタル上相当ノ級ヘ編入スヘシ

(朱書)

〔第七条ノ手續ヲ経タル者ハ入学試業ノ成績ニ依リ相当ノ級ニ編入スヘシ〕

第九条

保証人ハ東京府内ニ於テ一家計ヲ為ス者ニ限ルヘシ

第十条

保証人転居或ハ氏名ヲ変更シタル片ハ直ニ届出ヘシ又旅行若クハ死去シタル片ハ更ニ保証人ヲ定ムヘシ

(朱書)

〔保証人転居改印或ハ氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ届出ヘシ又旅行若クハ死去シタル片ハ更ニ保証人ヲ定ムヘシ〕

第十一条

試業ヲ分テ定期試業及通常試業トス

第十二条

定期試業ハ每学期ノ終通常試業ハ毎月末ニ施行スルモノトス

第十三条

等級ハ定期試業ニ依テ定ムルヲ通例トス

但優等ノ者又ハ学業不進歩ノ者ハ教員ノ見込ヲ以テ臨時昇降セシムルヲアルヘシ

第十四条

定期通常試業毎ニ優劣表ヲ生徒ノ父兄若クハ保証人ニ送附スヘシ

(朱書)

〔定期通常試業毎ニ優劣表及ヒ四週間毎ニ勤惰表ヲ製シ生徒ノ父兄若クハ保証人ニ送附スヘシ〕

第十五条

入校金ハ金壹円トス

第十六条

授業料ハ一ヶ月金壹円トス尤高等科ニ倫理博物歴史地理或ハ  
算術ノ課ヲ置クハ別ニ金廿五銭ヲ納メ又漢文科ヲ修ムル者  
ハ別ニ金廿五銭ヲ納ムヘシ

但十五日以後ニ入学スル者ハ其半額ヲ納ム

(朱書)

授業料ハ一ヶ月金壹円トス尤モ英語数学ノ外他ノ学  
科ヲ設置スルハ別ニ金廿五銭ヲ納ムルコトアルヘク  
又漢文科ヲ修ムル者ハ別ニ金廿五銭ヲ納ムヘシ  
但十五日以後ニ入学スル者ハ其月ニ限り半額ヲ納  
ム

第十七条

学業進歩著シク且品行端正ニシテ通常試業ノ成績最優等ナル  
者ニハ賞品ヲ授与シ若クハ授業料ヲ免スルコトアルヘシ

第十八条 (新設)

(朱書)

本校生徒ニシテ左ノ資格ヲ兼ネ備フル者給費生タラ  
ンコトヲ請願スルハ其情状ニ依リ学資ノ全額若クハ  
其一部分ヲ給与スルコトアルヘシ

一品行方正 一学業優等

一後來ニ望ミアル者

一学資ヲ自弁スル能ハサル者

一本校ニ在学スル一学期已上ノ者

第十九条 旧十八条

授業料ハ前月中幹事局ニ於テ授業切符ト引換フヘシ

(朱書)

授業料ハ前月中幹事局會計部ニ於テ授業切符ト引換  
フヘシ

第二十条 旧十九条

授業切符ヲ所持セサル者ハ其間停学セシムヘシ

第二十一条 旧二十条

生徒若シ病氣等不得止事故ニ依リ五日以上欠席スルハ保証  
人ヨリ其理由ヲ届出ヘシ

第二十二条 旧二十一条

生徒若シ病氣等不得止事故ニヨリ全一ヶ月已上欠席スルハ  
届出ノ者ニ限り其月ノ授業料ヲ翌月十日迄ニ返附スヘシ

第二十三条 旧二十二条

無断欠席引続キ一ヶ月ニ渉ル者ハ之ヲ除名ス

第二十四条 旧二十三条

退学スルハ保証人ヨリ其理由ヲ届出ヘシ

第二十五条 旧二十四条

規則ヲ犯ス者若クハ怠惰不品行ニシテ他ノ生徒ニ妨害アリト  
認ムル者ハ退校セシムヘシ

第二十六条 旧二十五条

休業日ハ大祭祝日日曜日夏期休業 七月一日ヨリ 冬期休業 十二月廿  
翌年一月 七日マテ

(朱書)

年中休業日ハ大祭祝日日曜日春季休業四月一日ニ  
始リ同七日ニ終ル夏期休業 八月一日ニ始リ同 秋季休業  
十月廿五日ニ始リ同月三十一日ニ終ル冬季休業

〔十二月廿六日ニ始リ  
翌年一月七日ニ終ル〕

〔明治二十一年普通第二種願何届録〕

616  
C8  
4〕

### 試業規則

- 一 学期通常兩試業共最高點ヲ百點トス
  - 一 学期試業ニハ一課目三十點以上總平均六十點以上ヲ得タル者ヲ及第セシム
  - 一 平常點ハ各課目ノ毎月試業點ヲ試業度数ニテ除シタル者トス
  - 一 学期平均點ハ各課目ノ平常點ヲ二倍シ学期試業點ヲ加ヘ之ヲ三除セシモノトス
  - 一 学期總平均點ハ学期平均點ノ和ヲ課目ノ數ニテ除シタルモノトス
  - 一 試業ニ欠席シタル者ハ凡テ零點トス
  - 一 但通常試業ニ欠席度数一課目一回限リハ学期試業ノ際其課目連月通常試業ノ最下點ヲ補欠試業點トシ附与ス
- 右朱書之通り改正致度候条御許可相成度此段相願候也

東京府日本橋区檜物町六番地士族

東京英語学校々長

明治二十年十一月十一日

増島六一郎(印)

東京府知事男爵 高崎五六殿

前書出願ニ付奥印候也

東京府神田区长 沢 簡徳(印)

(欄外注記1)

「十一月十四日指令済」第六十五号」